


	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
制度名	労災保険制度	石綿健康被害救済制度	
根拠となる法律	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）	
体制	<p>全国の労働基準監督署において、給付に係る調査等を実施し、監督署長が支給・不支給の決定を行います。</p> <p>※ 労働基準監督署においては、石綿ばく露作業従事歴、医学的事項等について調査を行い、主治医、労災医員、石綿確定診断委員会の意見等を得て決定を行います。なお、石綿による疾病の認定基準において本省協議とされている事案（例：肺がん事案において胸膜プラークは認められるものの、石綿ばく露作業従事期間が 10 年に満たないもの）については、本省の「石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会」で検討が行われています。</p>		<p>環境再生保全機構（本部・川崎市）1 ヶ所のみで、救済制度に係る審査等を実施しています。</p> <p>最寄りの保健所または環境省の地方環境事務所でも相談・申請を受け付けています。</p> <p>※ 医学的事項については環境大臣に判定を申し出ることとされており、中環審の石綿健康被害判定小委員会等で審査が行われています。</p>
支給対象者	<p>①労働者または労災保険の特別加入者^{注1}</p> <p>②上記①の遺族</p> <p>注 1 中小事業主や一人親方など、労働者でない人でも労災保険に任意で加入することによって、労災保険の適用を受けることができる制度のことです。</p>	<p>2016 年 3 月 26 日までに石綿による病気で死亡した労働者（特別加入者を含む）の遺族（*）</p> <p>※ 労災保険の遺族補償給付請求権を時効（5 年）により失った場合に限りです。</p>	<p>① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者（石綿を扱う仕事をしていたかどうかは問いません）</p> <p>② ①の遺族</p>
対象疾病	<p>(a) 中皮腫</p> <p>(b) 石綿起因性肺がん</p> <p>(c) 石綿肺</p> <p>(d) びまん性胸膜肥厚</p> <p>(e) 良性石綿胸水</p>		<p>(a) 中皮腫</p> <p>(b) 石綿起因性肺がん</p> <p>(c) 石綿肺</p> <p>(d) びまん性胸膜肥厚</p> <p>※ (c)(d) は、著しい呼吸機能障害を伴うものに限りです。</p>
石綿にさらされる主な機会	<p>●石綿の吹き付け</p> <p>●石綿を含む建物の解体</p> <p>●石綿を含む製品の製造・加工</p> <p>などを行っていた場合</p>		<p>●石綿取り扱い工場の近隣に居住していた</p> <p>●石綿取り扱い工場働く人の作業着を洗濯していた</p> <p>●労災保険の対象とならない人が、石綿を取り扱う仕事をしていた</p> <p>などの場合</p>

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
給付内容	<p>①労働者または労災保険の特別加入者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養補償給付（自己負担なしで治療が受けられます） ・休業補償給付^{注2} <p>②上記①の遺族</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族補償給付^{注2}（年金または一時金） など <p>注2 ご本人の賃金により給付額が異なります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別遺族年金（原則 240 万円／年） <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別遺族一時金（1200 万円） 	<p>①労災保険等の対象とならない石綿健康被害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費（自己負担分） ・療養手当（約 10 万円／月） <p>②上記①の遺族</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別遺族弔慰金^{注3}（280 万円） など <p>注3 ご本人が申請しないまま亡くなった場合。</p>
請求期限	<p>給付内容により異なります。</p> <p>※ 遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から 5 年で時効により消滅します。</p>	2022 年 3 月 27 日	<p>給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。</p> <p>〈例〉 中皮腫で 2006 年 3 月 26 日までに亡くなった方のご遺族による特別遺族弔慰金等請求期限：2022 年 3 月 27 日</p>
相談先	<p>お近くの労働基準監督署または都道府県労働局（外部リンク：厚生労働省）</p> <p>☆各給付に関する一般的なご質問については、「労災保険相談ダイヤル」 0570-006031 でも受け付けています。 受付時間 平日 9：00～17：00</p>		<p>（独）環境再生保全機構</p> <p>アズベスト 石綿救済相談ダイヤル</p> <p>さあはやくきゅうさい 電話 無料 0120-389-931</p> <p>受付時間  平日 9：30～17：30</p>
石綿ばく露の取扱	<p>労災認定を受けるためには、医学的所見のほか、石綿ばく露作業に一定期間従事したことが確認される必要があります。</p> <p>※ 石綿ばく露作業従事歴については、事業主証明、事業主や同僚労働者の証言、社会保険の被保険者記録等を基に確認を行っています。</p>		<p>医学的所見を中心に判定することで、迅速な救済を行うこととしています。</p> <p>※ 石綿肺・びまん性胸膜肥厚の判定においては、他疾患との鑑別のため、「大量の石綿へのばく露」の確認が必要とされています。</p>

（※） 2011 年の「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正により、「特別遺族給付金」の支給対象が拡大され、改正前には支給を受けられなかった 2006 年 3 月 27 日以降に死亡した方のご遺族についても支給を受けられるようになりました。